

家内労働旬間

5月21日～31日

家内労働手帳は委託者とお互の「信頼の証」

家内労働者の皆さん、委託者の皆さん、家内労働法をご存じですか。家内労働者の皆さんが、安心して仕事をすることができるよう、その労働条件について定められたのが家内労働法で、昭和四十五年五月に制定されました。これを記念して、毎年五月二十一日から三十一日まで、家内労働旬間が実施されています。

家内労働法には、家内労働手帳の交付、工賃支払いの確保、最低工賃の決定、安全衛生の確保などについて定められています。その内容の一部を、一問一答でご紹介しましょう。



Q 家内労働手帳は、どうして大切なのですか？

A 家内労働手帳には、工賃は一個いくらか、納期はいくつか、工賃の支払いはいくかなど、様々な仕事の条件が記入されます。というのも、仕事を委託したり、引き受けたりしたとき、その条件をはっきりさせておかないと、後で問題になることがあるからです。つまり、家内労働手帳は、委託者と家内労働者の「信頼の証」なのです。

Q 工賃の支払いと最低工賃について教えてください。

A 工賃は、でき上がった製品を委託者に納めてから、一カ月以内にもらえることになっています。また、工賃の支払いは、原則として全額現金で行われなければならないことになっています。一方、最低工賃とは、ある物品についてその一定の単位ごとに、工賃の最低額を決めるものです。労働大臣、また都道府県労働基準局長が決定します。

委託者の皆さん、家内労働手帳（信頼）を渡していますか。家内労働者の皆さん、家内労働手帳をもらっていますか。

もし、委託者が最低工賃額に満たない工賃額を、家内労働者と取り決めたとしても、その取り決めは無効です。

Q 安全や健康面での対策は、どうすればいいのですか？

A 仕事の内容によっては、一つ間違うとたいへん危険な、または有害な業務もあります。このような場合には、安全装置を取り付けたり、健康診断を受けたりすることで、家内労働者の皆さん自らが、災害防止に積極的に取り組みましょう。

Q 家内労働について相談したいことがあるのですが……

A そのようなときは、お近くの労働基準局、または労働基準監督署に、お気軽にお尋ねください。

問合先 山梨労働基準局賃金課
☎0552(52)4856
都留労働基準監督署
☎(43)2195

能力開発講座

県立都留能力開発センターでは、次の講座の受講者を募集します。
経理実務講座

日程 6月4・5・8・9・11日
時間 午後6時～8時50分
定員 20名 受講料二〇〇〇円
効果の上がる職場指導の進めかた
日程 6月8・9・11・12日
時間 午後1時～5時

かんぽ 作文コンクール

郵便局では、「第三十一回かんぽ作文コンクール」を次の要領で行います。たくさんのご応募をお待ちしています。

応募資格 小学校五・六年生
中学校一・二・三年生
課題 ○簡易保険に関係があるもの
○地球がくれたすてきなもの
自由題 日頃考えていること、思っていること、感動したことなど。

原稿枚数 四〇〇字詰原稿用紙三枚から五枚以内
提出先 最寄りの郵便局
応募期間 5月1日～6月30日

定員 15名 受講料二〇〇〇円
シーケンス制御の基礎

日程 6月15・16・18・19・22・23日
時間 午後6時～8時50分
定員 20名 受講料二〇〇〇円
申込期間 各講座とも開講日の10日前まで、ただし定員になれば締め切る場合もあります。
詳細は同センター
☎(43)8911

講習案内

英会話・初級
日程 5月19日～6月23日
講習時間 午前9時30分～午後3時30分
受講料 無料(教材費は自己負担)
定員 25名
講習場所 県立勤労者福祉センター

調理

日程 5月13日～6月17日
講習時間 午前9時30分～午後3時30分
受講料 無料(ただし実習材料費として一〇〇〇〇円程度)
定員 15名
講習場所 富士吉田市上暮地コミュニティセンター
問合先 富士吉田市上吉田965-14
県立婦人労働開発センター分室
☎0555(24)0754